（法第二十二条第五項の厚生労働省令で定める日）

第三十三条　法第二十二条第五項の厚生労働省令で定める日は、次条各号に定める書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかとなる最も古い日とする。

2　次条各号に定める書類に基づき前項の最も古い日を確認することができないときは、当該書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかとなる最も古い月の初日を、前項に規定する最も古い日とみなす。

3　前項の規定により、当該最も古い月の初日を第一項の最も古い日とみなした場合に、当該最も古い月の初日が直前の被保険者でなくなった日よりも前にあるときは、前項の規定にかかわらず、当該直前の被保険者でなくなった日を第一項の最も古い日とみなす。

4　法第二十二条第五項に規定する者は、次条各号に定める書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近の日の翌日に被保険者でなくなったこととみなす。

5　次条各号に定める書類に基づく確認において、前項の直近の日を確認することができないときは、当該書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近の月の末日の翌日に被保険者でなくなったこととみなす。

6　前項の規定により、当該直近の月の末日の翌日をその者が被保険者でなくなった日とみなした場合に、当該直近の月のうちに被保険者となった日があるときは、前項の規定にかかわらず、当該被保険者となった日に被保険者でなくなったこととみなす。

7　第四項から第六項までの規定は、法第九条第一項の規定による被保険者となったことの確認があつた日の二年前までの時期については、適用しない。

（法第二十二条第五項第二号の厚生労働省令で定める書類）

第三十三条の二　法第二十二条第五項第二号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百八条に規定する賃金台帳その他の賃金の一部が労働保険料（徴収法第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）として控除されていることが証明される書類

二　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票又は法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第六十七条第一項に定める書類のうち賃金の一部が労働保険料として控除されていることが証明されるもの

第百一条の十一第一項第三号ハ中「（昭和二十二年法律第四十九号）」を削る。

第百二十条の二中「（徴収法第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）」を削る。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条」を「第六十一条」に、「（第五十八条―第六十五条）」を「（第六十二条―第六十五条）」に、「（第六十六条―第七十五条）」を「（第七十条―第七十八条）」に改める。

第一条第三項第二号中「第一種特別加入保険料並びに」を「第一種特別加入保険料、」に改め、「印紙保険料」の下に「並びに特例納付保険料」を加える。

第三十八条第三項第二号中「一般保険料及び」を「一般保険料、」に改め、「第一種特別加入保険料」の下に「及び特例納付保険料」を加え、同条第五項中「法第十九条第四項及び」を「法第十九条第四項、」に改め、「法第二十五条第一項」の下に「及び法第二十六条第四項」を加える。

第七十五条第二項中「第七十一条第二項」を「第七十三条第二項」に改め、同条第三項中「第五十九条第一項」を「第六十三条第一項」に、「第六十四条」を「第六十八条」に、「第六十二条」を「第六十六条」に、「第六十一条」を「第六十五条」に改め、同条を第七十八条とし、第七十四条を第七十七条とし、第七十三条の二に次の一号を加える。

四　法第二十六条第二項の規定による勧奨及び同条第三項の規定による申出の受理に関する権限

第七十三条の二を第七十六条とし、第七十一条から第七十三条までを二条ずつ繰り下げ、第七十条中「第六十四条第三号」を「第六十八条第三号」に改め、同条を第七十二条とし、第六十八条及び第六十九条を削り、第六十七条を第七十一条とし、第六十二条から第六十六条までを四条ずつ繰り下げ、第六十一条中「第五十九条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条を第六十五条とし、第五十七条から第六十条までを四条ずつ繰り下げ、第五十六条中「第三十条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同条を第六十条とし、第五十五条の次に次の四条を加える。

（特例納付保険料の基本額）

第五十六条　法第二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する特例対象者に係る雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第三十三条第一項に規定する最も古い日から一箇月の間に支払われた賃金の額及び同令第三十三条の二各号に定める書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近一箇月に支払われた賃金の額の合計額を二で除した額（当該特例対象者に係る当該書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のすべての月に係る賃金が明らかである場合は、当該賃金の合計額を当該月数で除した額）に、当該書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近の日の雇用保険率及び当該最も古い日から被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近の日までの期間（法第四条の二第一項の規定による届出をしていた期間及び法第十九条第四項の規定により決定した労働保険料の額の算定の対象となった期間を除く。）に係る月数を乗じて得た額とする。

2　前項により法第二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額を計算する場合に、前項の期間に一月未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（特例納付保険料の基本額に加算する額）

第五十七条　法第二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、前条の規定により算定した特例納付保険料の基本額に百分の十を乗じて得た額とする。

（特例納付保険料の納付の申出）

第五十八条　法第二十六条第三項の特例納付保険料の納付の申出は、事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地、労働保険番号並びに特例納付保険料の額を記載した書面を都道府県労働局長に提出することによって行わなければならない。

（特例納付保険料に係る通知）

第五十九条　所轄都道府県労働局歳入徴収官は、法第二十六条第四項の規定に基づき、特例納付保険料を徴収しようとする場合には、通知を発する日から起算して三十日を経過した日をその納期限と定め、事業主に、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　特例納付保険料の額

二　納期限

様式第一号中「第60条」を「第64条」に改める。

様式第十六号中「第59条」を「第63条」に改める。

様式第十七号中「第60条」を「第64条」に改める。

様式第十八号、様式第十九号及び様式第二十号中「第64条」を「第68条」に改める。

様式第二十三号中「第71条」を「第73条」に改める。

様式第二十四号中「第73条」を「第75条」に改める。

様式第二十五号中「第74条」を「第77条」に改める。

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第三条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働者令の整備等に関する省令の一部改正）

第四条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和四十七年労働省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二中「第六十四条」を「第六十八条」に改める。